



# みらさぽ

## 就労定着支援サービスとは

就労定着支援とは「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスのひとつです。福祉サービスを利用した後の就職を、最大3年間働きながら支援を受けられる、職場に定着する環境づくりを支える就労支援サービスです。

『働き続ける』をサポートします。

就労移行支援・就労継続支援などを利用し、一般就労に移行した後の、生活面・就業面の変化に対応してゆきます。

## こういったときにオススメ

朝起きられず遅刻してしまう



会社から服の乱れを指摘される



仕事のやる気がでない・・・



転職を考えたりする



お金をつかいすぎる



職場や暮らしの中の人間関係にトラブルが生じてしまった。



働き続けるための土台が、崩れているかも・・・

こんな時に、就労定着支援サービスがサポートします。

# サービスのQ & A



## Q. どんな支援をしてくれるの？

A. 月に1回以上、支援員が生活相談を行います。その中で、抱えている課題を一緒に考えます。また、急な困りごとが出来た時にも、職場や医療機関との連絡など、状況に応じたサポートします。

## Q. 期間はどれくらい？

A. 1年ごろに支給決定が決まり、最長で3年間更新できます。

## Q. 職場で面談するの？

A. 相談する場所は利用者さんの状態に合わせて。事務所に来てもらったり、ご自宅に訪問することもできます。

## Q. どんな人が利用できるの？

A. 就労移行支援や就労継続支援など、障害福祉サービスを利用して一般就労した障害を抱えた人が対象です。就職後の定着支援期間6か月が過ぎた後から利用できます。

## Q. 料金はかかるの？

A. サービス利用による自己負担額は収入に応じて決まります。一度ご相談ください

## Q. 会社の人とも話すの？

A. 就職先の企業に訪問して、仕事に支障をきたしていないかを確認します。職場環境や人間関係も確認します。

## サービス利用までの流れ

### 相談申請



雇用証明書など就職開始日がわかる書類と6か月分の振り込みがある、通帳などを持って市役所に相談申請します

### 認定調査



認定調査員が訪問し、あなたのできることや生活の中での困りごとなどを聞き取ります。

### 計画作成・提出



あなたが使いたいサービス（就労定着支援・ほか）について、相談支援専門員に相談し、サービス等利用計画案を作成してもらいます。

### 支給決定・契約



サービスの支給決定が決まりましたら、当事業所と契約を行います。月に1回以上の面談日の設定や希望するサポートなどを決めて、利用開始日を迎えます。

### サービス利用



受給者証を掲示してサービスを利用します。サービスの変更は帯広市障害福祉課か相談支援事業所に事前に相談してください。

## お問い合わせ・連絡先

就労移行支援事業所

# ここから未来

〒080-0012

帯広市西2条南7丁目5番地1

TEL : 0155-67-0234

Mail : kokomira@dg8.so-net.ne.jp